

用語解説

[あ行]

1 時間値

1 時間値とは、通常正時（00 分）から次の正時までの 1 時間の間に得られた測定値を示す。大気汚染物質の環境基準は、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）等について 1 時間値の値が決められている。

一般環境大気汚染測定局

大気の汚染状況や気象について 24 時間観測を行っている測定局で、自動車排出ガス測定局を含まない。大気汚染防止法第 22 条により、都道府県知事は大気の汚染状況を常時監視するよう定められている。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、人の日常生活から排出されるごみやし尿がその主なものである。

一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であるので、市町村は処理計画を定め、それに従って計画的に収集し、処理しなければならないこととされている。

また、一般廃棄物のうち、家庭系のものは市町村が自ら処理を行い、事業系のものは事業者がその責任において処理するのが原則となっている。

上乘せ基準

大気汚染防止法第 4 条第 1 項及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づき、都道府県が国の定める一律の排出（水）基準にかえて適用するもので、政令で定める排出（水）基準より厳しい基準をいう。

エアカーテン

施設の入出口などに空気流の幕をつくり、内外の空気の移動を遮断する設備。

塩化水素（HCl）

石油中に含まれる少量の塩素や大量に廃棄されているプラスチック（ポリ塩化ビニルなど）の中に含まれる塩素が、燃焼に伴って放出された物質のことである。

煙源

大気汚染物質の発生源を煙源といい、主な煙源としては煙突がある。

温室効果ガス

大気中には、温室のガラスと同じように太陽からの可視光線はよく通すが、地球表面から放射される熱（赤外線）の一部を吸収して地表を暖める「温室効果」をもたらす気体が存在する。このような気体を温室効果ガスと呼び、CO₂（二酸化炭素）、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。

[か行]

化学的酸素要求量（COD）

水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化した際に消費される酸素量を mg/L の単位で表したものをいう。この数値が大きいほど汚濁が著しいことを示す。水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の成育を阻害する。海域の水質汚濁の指標となっている。

ガス化熔融炉

ごみを燃やさずに熱分解し、発生する可燃性ガスと熱分解残渣を高温で燃焼させ、灰の熔融、減容を行う方法。

環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者等が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境影響評価あるいは、環境アセスメントという。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるものであり、直接、工場等のばい煙や排水、騒音の発生を規制する規制基準とは異なる。現在は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。また、国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が表れるというものではない。なお、水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

環境基準類型（類型指定）

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき国及び都道府県が河川等の状況、騒音に関係するところの都市計画地域等を勘案し、具体的に水域、地域にあてはめ、指定していくことをいう。

環境振動

ある地点で観測される振動は、様々な振動源からの振動が重なり合っているため、そのレベルの時間変化は複雑な様相を呈する。このようにある観測点において観測されるあらゆる振動源からの総合された振動を環境振動という。

なお、本環境影響評価では、事業実施区域敷地境界で測定したものを指す。

環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源からの総合された騒音。

なお、本環境影響評価では、事業実施区域敷地境界で測定したものを指す。

98%値

環境基準による二酸化窒素の評価を判断する際に、長期的評価の方法として、年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（365日の測定値がある場合は高い方から8日目の測定値）で評価を行う。

寄与濃度

事業の実施に伴い、煙突排ガスや、建設機械の稼働、工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行により大気汚染物質が排出されることで、事業実施区域周辺地域において新たに増加する大気汚染物質濃度のこと。

計画段階環境配慮書

計画段階環境配慮書は、事業に係る計画の立案段階において、事業の実施が想定され

る区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その検討結果について作成、公表を行う手続書である。

愛知県では、愛知県環境影響評価条例の一部改正（条例第 49 号、平成 24 年 7 月）により、計画段階環境配慮書の作成、公表等の手続が設けられた。

景観資源

地域の景観を特徴づけている山岳、海岸、地形、生物、植物群落等の自然事象や史跡・名勝、建造物、町並み等の社会（歴史）事象のことを総称して景観資源と呼んでいる。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素等が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン等の弱酸化性物質の総称である。この光化学オキシダントは日差しの強い夏期に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したものである。

ごみピット

焼却施設に搬入されたごみを一時貯留するために設けるもの。また、ピット内のごみは、ごみクレーンで攪拌することにより、ごみ質を均一化し焼却炉へ投入される。

[さ行]

最大着地濃度

排出された汚染物質が地上に到着するときの最大濃度。

自動車騒音の要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。

自動車排出ガス測定局

自動車交通の影響を受ける交差点や道路沿道等における大気の汚染状況を常時監視するために設置された測定局。

地盤卓越振動数

車両走行時の地盤振動において最大ピークを示す振動数をいう。道路交通振動の予測において地盤条件を表す指標となっている。

臭気指数

臭気を感知しなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を 10 倍した値で、悪臭防止法及び同法施行規則により定義されている。同法に基づく規制基準は、「臭気強度」2.5～3.5 の範囲に相当する「特定悪臭物質」の濃度の範囲で都道府県知事が規制地域と規制基準を定めることとされている。臭気指数に関する規制については、この悪臭強度 2.5～3.5 の範囲に相当する臭気指数として 10～21 の範囲内と定められている。

主要な眺望地点

環境影響評価において、対象事業実施区域周辺において不特定多数の人々が眺める場

所として利用されているあるいは利用されている可能性のある場所のことを示す。

焼却灰

廃棄物を焼却した後に排出される灰。焼却灰は可燃物の灰の他に金属、ガラス、土砂等や未燃焼の有機物を含む。ボトムアッシュともいう。

植物群落

「同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいう。便宜的な概念で、植生の単位として用いられる。同じような立地にはよく似た植物群落が見られることから、立地条件、種の組成、群落全体の形状などにより、類型化されることも多い（植物群系、植物群集などともいわれる）。どのような基準で類型化するかについては、植生学の学派によって見解が異なる。植生図は、植物群落とその類型を地図として表したものの。」

出典：eic ネット（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

植物相

「特定の地域に生育する植物の種類組成。「フロラ」ともいう。動物相（特定の地域に生息する動物の種類組成）と合わせて、生物相（特定の地域に生育・生息する動植物の種類組成）を構成する。植生が植物群落によって典型的に地域の特徴を表すのに対して、植物相は地域に生育する全ての植物を同定して、種名などを記した種のリストで表す。日本は亜熱帯と亜寒帯にまたがっているため、多様な植物相が見られる。」

出典：eic ネット（一般財団法人環境イノベーション情報機構）

水素イオン濃度（pH）

水の酸性、アルカリ性を示す指標（記号は pH）となるもので、0～14 の間の数値で表現される。pH 7 が中性、7 から小さくなるほど酸性が強くなり、7 を超えるほどアルカリ性が強くなる。水質汚濁防止法による排水基準では、pH5.8～8.6（海域に排水を排出するときは pH5.6～9.0）の範囲と定めている。

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数等の 12 項目（生活環境項目）について基準値が設定されている。

生活排水

私達の日常生活に伴って排出される污水で、浄化槽のほか生活雑排水といわれる台所のほか、洗濯、風呂等から排出されるもの全体をいう。最近では、河川や海の汚濁に占める生活排水の割合が高くなっている。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物と無機的環境の間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまりのことをいう。例えば、まとまりの捉え方によっては、ため池や、また、地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

騒音規制法に基づく規制基準

騒音規制法においては、地域住民の生活環境を保全するため、地域の自然的・社会的条件などを考慮し、2 種類の規制基準（工場騒音、特定建設作業騒音）を定めている。都道府県知事は、発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認めるとき、改善勧告、さらには改善命令を発動することができ、改善命令に

違反した場合には処罰が課せられる。

騒音規制法に基づく要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置。住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

騒音レベル

騒音レベルとは、種々の周波数成分を含む音の大きさを簡単に評価するために、人の耳の感覚を近似した周波数的重みづけ（A特性の重みづけという）をした音圧レベルであり、単位はデシベル、単位記号はdBを用いる。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

[た行]

ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。ときに、「ダイオキシン類」という表記がされる。これは、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するもの。ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義されている。

大気安定度

気温が下層から上層に向かって低い状態にあるとき、下層の大気は上層へ移動しやすい。このような状態を「不安定」という。また、温度分布が逆の場合は、下層の大気は上層へ移動しにくい。このような状態を「安定」という。例えば、晴れた日の日中は、地表が太陽光線で暖められ、それにより周辺大気も暖められるので下層の大気の方が上層より気温が高い状態になる。これが夜間になると、地表は放射冷却現象により冷却され、それに伴い周辺大気も冷却されることから、下層の大気の方が上層より気温が低い状態になる。このような大気の安定性の度合いを大気安定度といい、大気が安定のときは汚染物質が拡散せず、汚染が進行する。

大気汚染常時監視測定局

大気汚染の状況を常時監視するための測定局で、一般環境大気測定局と自動車排ガス測定局がある。

大気拡散式

一定の風が吹いている状態で、排出源から放出される大気汚染物質の風下方向における濃度を解析的に予測するモデル。

短期的評価

大気汚染の予測を行うに当たって、大気汚染物質の短時間の高濃度状態についても予測を行う必要がある場合、1時間値等について予測及び評価を行う場合、これを短期的評価と呼ぶ。また、同時に、年間の平均値に対しても評価を行う場合、これを短期的評価と区別して長期的評価と呼ぶ。

地域気象観測所（アメダス観測所）

気象庁が設置している気象観測所で、全国に約 1,300 か所に設置されている。通常、アメダス観測所と呼ばれている。降水量、気温、日照時間、風向・風速及び積雪の深さの5要素が対象であり、地点によって測定要素が異なる。

窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）が主なものである。物を高温で燃焼させるとき、空気中の窒素と酸素が化合することにより発生するほか、窒素を含む物が燃焼するときにも発生する。発生源は工場、自動車、家庭等多岐にわたる。

長期的評価

大気汚染に係る環境基準の適否の評価方法。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については年間にわたる日平均値の2%除外値を、二酸化窒素については年間にわたる日平均値の98%値を用いて評価を行う。

眺望景観

環境影響評価において、主要な眺望点から景観資源等を眺望した際の景観を示す。

眺望点

景観資源を眺望する、不特定かつ多数の者が利用している場所をいう。一般的に見晴らしの良い道路、遊歩道、山頂・山腹、展望台、海岸などが該当する。

TEQ（ティーイーキュー）

毒性等量（Toxicity Equivalency Quantity）のことをいう。ダイオキシン類の毒性は、その種類によって異なるので、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性の強さに換算して示すこととなっており、その換算値であることを表すため「TEQ」（ティーイーキュー）という記号で表示する。例えば、ダイオキシン類の水質環境基準は1 pg-TEQ/Lと表される。

低周波音

人の耳には聞き取りにくい低い周波数の空気振動で、人体へ頭痛、不眠、イライラ等の影響を及ぼしたり、建物の窓や戸をガタガタ振動させることがあるため苦情の原因になる。

一般に人が聴くことができる音の周波数範囲は20Hz～20kHzとされ、20Hz以下の音波を超低周波音という。環境省では、100Hz以下の低周波数の可聴音と超低周波音を含めて低周波音とよんでいる。

定量下限値

定量下限値は、その分析法で正確に定量できる最低濃度のこと。

dB（デシベル）

音の強さ等の物理量を、ある標準的な基準量と対比して、相対的な比較検討を行うのに用いる単位のこと、騒音や振動等のレベルを表す場合に用いる。騒音を耳の感覚に

合うように補正した音の「大きさ」を測る単位のこと。振動の場合は、感覚に合うよう補正した鉛直振動加速度の「大きさ」を測る単位のことをいう。

デポジットゲージ

屋外に設置して雨水や乾性沈着した粒子として大気中の降下ばいじんを捕集する装置のこと。一般にロート口径が 300mm のものが使用される。

道路交通振動

道路を自動車が通行することに伴い発生する振動。振動レベルの代表値としては L_{10} （80%レベルの上端値）を用いる。

道路交通騒音

自動車が道路を走行することにより発生する騒音を道路交通騒音という。道路交通騒音については、騒音に関する環境基準において「道路に面する地域の基準値」として規定されており、環境基準との比較では等価騒音レベル (L_{Aeq}) が用いられる。

特定悪臭物質

特定の臭いを持っている化合物は、40 万にも達するといわれているが、このうち悪臭を発生する物質は窒素や硫黄を含む化合物が主になっている。

悪臭防止法では、「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチルの 22 物質を指定し、規定している。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって、騒音規制法又は振動規制法に定められたものをいう。騒音規制法では 8 項目、振動規制法では 4 項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法又は振動規制法の規制を受ける。騒音又は振動レベルの規制の場合、それぞれ敷地境界線で、騒音レベルは 85dB、振動レベルは 75dB 以下となっている。レベルの規制以外に 1 日の作業時間、連続しての作業日数、届け出などの定めがある。

特定工場

環境関係法令で特定工場とは、次に示すようなものである。1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に定める工場、すなわち製造業、エネルギー（電気・ガス・熱）供給業を行う工場で政令が定めるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動の発生又は排出施設を設置するものをいう。特定工場は公害防止組織を整備する（公害防止管理者の任命等）義務がある。2) 大気汚染防止法で総量規制の対象施設を設置する工場（同法第 5 条の 2）。3) 騒音規制法又は振動規制法で定められた特定施設（騒音規制法第 2 条、振動規制法第 2 条）を設置する工場又は事業場。騒音又は振動を規制する地域として指定された区域に立地している特定工場等は、場内の全ての施設が対象とされるのであって、例えば特定施設である機械の騒音又は振動が規制基準以下であっても、ほかの特定施設でない機械の騒音又は振動が規制基準を超えるときは規制を受ける。

トラップ法

わな（トラップ）による捕獲方法で、捕獲を想定している種の生息場所や利用様式、行動等を十分把握した上で、最も適切な地点に設置する。

[な行]

ng (ナノグラム)

1 ng とは、1 g の 10 億分の 1 の重さをいう。

$$0.000000001\text{g}=0.000001\text{mg}=0.001\mu\text{g}=1\text{ng}=1,000\text{pg}$$

二酸化硫黄 (SO₂)

亜硫酸ガスともいう。化石燃料の燃焼時に不純物として含まれる硫黄の酸化により発生する。大気中で酸化して三酸化硫黄となり更に水分と結合して硫酸ミストとなって浮遊する。主要な大気汚染物質である。

二酸化炭素 (CO₂)

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球大気中の濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15℃前後に保つのに寄与してきた。大気中濃度は、産業革命以前 280ppm 程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では 370ppm 程度にまで上昇した。なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

二酸化窒素 (NO₂)

大気中の窒素酸化物の主要成分。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。窒素酸化物の毒性の主要成分である。清浄な大気中にも 0.001~0.003ppm 程度存在する。

日平均値

1 時間毎に測定等を実施している場合、1 日に測定された 24 時間分の 1 時間値の算術平均値のこと。1 日の中で、大気汚染物質の濃度をみると、自然活動や人間活動などの影響を受けて、時刻とともに濃度が変化している。このため、1 日における昼夜の時刻変化をならして、1 日 24 時間を通したその日の平均的な汚染レベルを表す指標として、日平均値が用いられる。大気汚染物質の環境基準は、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM) 等については、日平均値の値が決められている。

日射量

単位時間内に単位面積当たりには到達する日射のエネルギー量。太陽高度の変化による大気中の太陽放射の通過距離にも関係し、また季節や緯度により異なる。

2%除外値

環境基準による二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の評価を判断する際に、長期的評価の方法として、年間にわたる 1 日平均値のうち、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外して評価を行う。

年平均値

1 時間毎に測定等を実施している場合、1 年間に測定された全 1 時間値の算術平均値のこと。大気汚染物質の濃度はいろいろな要因で変化するため、1 年間そこに居住するとどのような大気汚染状況にさらされるかという指標の一つとして、季節変化や時刻変化などをならして、1 年間の平均的な汚染レベルを表す指標として、年平均値が用いられる。

m^3_N (ノルマル立方メートル)

Nは、ノルマル（ノーマル）と読み、0℃1気圧の標準状態を表すもので、主として排出ガス量等を表す場合に用いられる。1 m^3_N とは標準状態（0℃1気圧）に換算した1 m^3 のガス量を表す。

[は行]ばい煙

燃料等の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い、工場の煙突等から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物等の有害物質をいう。

ばい煙発生施設

大気汚染防止法では、工場又は事業場に設置する施設で大気汚染の原因となるばい煙を発生する施設としてボイラー、加熱炉など32種類の施設を指定している（法第2条第2項、施行令第2条）。設置者は施設のばい煙処理の方法などの都道府県知事への届出を要し、知事はこれを審査し計画変更、改善命令、使用燃料の変更命令などができる。

廃棄物

廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうと定義されている。（「廃棄物処理法第2条」）廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される。

ばいじん

燃焼に伴い発生するすす等の固体粒子をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。燃焼以外から発生する固体粒子は、法的には「粉じん」として区別する。

バックグラウンド濃度（BG濃度）

事業の実施によって環境の状態がどのように変化するかを予測する場合は、当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態（現況濃度）に、事業によって発生する環境負荷の寄与分を加算して予測を行う。本書では、自然界及び対象事業以外の発生源に由来する大気質に相当するものをバックグラウンド濃度としている。

パーセントイル

計測値の分布（ばらつき）を小さい数字から大きい数字に並べ変え、パーセント表示することによって、小さい数字から大きな数字に並べ変えた計測値全体の中でどこに位置するのか（何パーセント目にあたるか）を表す単位。

パフ式

大気汚染の拡散モデルの一つ。煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊をパフという。時間とともに移送・拡散の状況を予測するモデル。移送・拡散の場を非定常と考え、ある時刻の濃度分布とパフの排出量を初期条件として、次の時刻での移送・拡散を逐次計算方式で求める。気象条件の時間的、空間的变化に近似的に対応が可能。非定常、非均質の場に適用できる。

ppm (ピーピーエム)

ppm (parts per million) とは、濃度の単位で、100 万分の 1 を 1 ppm と表示する。例えば 1 m³ の空気中に 1 cm³ の硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を 1 ppm と表示する。また、水質汚濁物質の濃度表示では水 1 m³ (1 t) の中に汚濁物質が 1 g 混じっている場合を 1 ppm と表示する。

ppb (ピーピービー)

ppb (parts per billion) とは、濃度の単位で、10 億分の 1 を 1 ppb と表示する。

$$0.001\text{ppm}=1\text{ppb}$$

pg (ピコグラム)

1 pg とは、1 g の 1 兆分の 1 の重さをいう。

$$0.000000000001\text{ g}=0.000000001\text{mg}=0.000001\text{ }\mu\text{ g}=0.001\text{ng}=1\text{ pg}$$

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粒子状物質が粒径 10 μm 以下の粒子をいうのに対し、微小粒子状物質は粒径が 2.5 μm 以下の粒子をいい、大気中に浮遊粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいう。細かい粒子は呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人の健康影響が懸念されており、平成 21 年 9 月に環境基準が告示された。発生源は自然起源(黄砂、火山等)と人為起源(産業活動等)に分類される。また、粒子として直接排出される一次粒子のほか、光化学反応等によりガス成分から生成される二次粒子も存在する。連続測定においてはベータ線吸収法が普及している。

フィールドサイン

動物の活動の痕跡(足跡、食痕、糞、巣の痕等)をフィールドサインといい、それらを調査することで動物の活動範囲、生息状況などを知ることができる。

風配図

ある地点の風向の統計的性質を示すために用いられ、各風向別に出現頻度の百分率を線分の長さで示すものである。

フォトモンタージュ法

主要な眺望地点から撮影した写真に、対象事業の完成予定図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法で、適用範囲も広い。

浮遊物質 (SS)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁物のことである。水質汚染の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、有機物質である場合は腐敗して水中の溶存酸素を消費する。また、魚類のエラに付着してへい死させたり、光の透過を妨害して植物の光合成に障害を与える。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気汚染にかかる環境基準で、「大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が 10 マイクロメートル以下のもの」と定義される。この粒径のものは大型のものに比べ気管に入りやすく、健康への影響が大きい。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂じん、森林火災の煙、火山灰などがある。アメリカの大気清浄法で“PM10”と称するものとほぼ同一定義。

ブルーム式

大気の拡散予測式の一つ。移送・拡散の現象を煙流（ブルーム）で表現する。風、拡散係数、排出量等を一定とした時の濃度分布の定常解を求める。正規型と非正規型の式がある。計算が比較的容易で、長期平均濃度の推定に適している。定常の場合、濃度の空間分布を求めるのに適している。

べき指数(べき乗則)

a^n で表される指数関数において、 n で表される数値を示す。地上に近い層では風速がべき指数に従うものと考えられ(べき乗則)、これにのっとって任意高度の風速を推定する。

放射収支量

地球の大気、地表面は、日射を吸収して温まると同時に、その温度に比例した熱放射を行っている。太陽から受ける放射量と地球から出て行く放射量との差を放射収支量という。

方法書

環境影響評価（環境アセスメント）を行うにあたって、あらかじめどのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を実施していくかを示すものである。

方法書は、事業者により公告・縦覧され、市民は意見書を提出することができる。

[ま行] μ g (マイクログラム)

1 μ g とは、1 g の 100 万分の 1 の重さをいう。

$$0.000001 \text{ g} = 0.001 \text{ mg} = 1 \mu \text{ g} = 1,000 \text{ ng} = 1,000,000 \text{ pg}$$

[や行]有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取しつづけることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気汚染の原因となる物質をいい、平成 8 年 5 月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の 22 物質が定められている。

有効煙突高

実際の煙突の排出口の高さではなく補正された排出口の高さのことで、排煙が大気中を上昇し、最終的に到達する煙軸の高さをいう。排煙は煙突から排出されるときには排ガス速度による慣性効果や排煙熱量による浮力を持っているため、排煙は煙突から出た後も風に運ばれながら上昇し、周辺の空気と混ざることによって上昇力を弱め最高到達高度に達する。この最高到達高さが「有効煙突高」である。有風時における煙突の風下の最大着地濃度は有効煙突高の 2 乗に逆比例するので、有効煙突高を増すと周辺での着地時の大気汚染物質濃度が低下する。

要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域において、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要

請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしている（騒音規制法第 17 条、振動規制法第 16 条）。この限度のことを要請限度という。

溶融スラグ

焼却灰を、加熱・溶融したものを冷却・固化してできるガラス状の物質。

[ら行]

ライトトラップ法

夜間、光に集まる昆虫を採取する方法で、誘引された昆虫類を収納箱（ボックス）に落とし込んで採取するボックス法や、白布のスクリーンに光を投射して誘引される夜行性昆虫を採取するカーテン法がある。

ラインセンサス法

ルートセンサス法とも呼ばれ、あらかじめ設定したルート沿いに出現する動植物種をすべて記録し集計する方法。

レッドデータブック

野生生物を絶滅の危機的状況に応じてランク付けしたもので、昭和 41 年（1966 年）に国際自然保護連合（IUCN）により初めて編纂され、その時の表紙が赤であったことから「レッドデータブック」と呼ばれるようになった。

全国レベルでは、平成元年（1989 年）に世界自然保護基金日本委員会と日本自然保護協会が「我が国における保護上必要な植物種の現状」（植物編）を、平成 3 年（1991 年）に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」（動物編）を発行した。その後、環境省はそれぞれの見直し作業を行っており、順次改訂版を発行している。

レッドリスト

環境省では、レッドデータブックの改訂作業に際して、分類群毎にまず絶滅のおそれのある種のリストを作成し、次に、このリストに基づいてレッドデータブックを編集するという 2 段階の作業を実施している。リストは専門家による検討を踏まえ、絶滅の危険性を評価し作成される。選定された絶滅のおそれのある種のリストを「レッドリスト」と呼んでいる。

出典：eic ネット（一般財団法人環境イノベーション情報機構）